

令和6年第4回定例会 口頭報告

(令和6年12月2日)

令和6年度 定期監査第二期の結果について、ご報告いたします。

今回は、教育委員会事務局、区立小・中学校、保育園等を対象に、主に令和5年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が2点ございました。

指摘事項の1点目は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

予定価格が30万円以上の物品購入契約については、契約事務規則第3条第2項により契約事務を処理する権限が主管課の部長等に委任されていないことから、契約課契約とすることになっております。

子ども施設指導・支援課の契約事務を監査しましたところ、予定価格を合計すると308,220円である2件のリーフレット印刷契約について、契約請求決定日、見積書徴取先が同一であることから、1件の契約として契約課へ契約請求すべきであるにもかかわらず、2件の契約として主管課契約を行ってございました。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう、全庁的にチェック機能を働かせることを含め必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

指摘事項の２点目は、「開かれた学校づくり協議会に対する補助金交付事務について」でございます。

青少年課では「開かれた学校づくり協議会補助金交付要綱」に基づき、開かれた学校づくり協議会の活動を支援することを目的として、区立小中学校内に設置された協議会に対し、協議会が実施する活動を行うために要した費用を補助しております。

この補助金交付事務について監査しましたところ、交付要綱第５条第３号におきまして、補助金は「補助金総額のうち２万円を超える会議用茶菓購入経費」に支出することができないと規定されているにもかかわらず、所管課は補助金の交付決定を受けた協議会から、事業終了後に提出された実績報告書等を基に行う審査を適切に行っておらず、結果的に２万円を超える会議用茶菓購入経費を補助しておりました。

今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第二期の報告とさせていただきます。